



事務連絡
令和元年5月8日

各位（補助事業申請予定の農業者）様

留寿都村農林建設課長

平成31年度留寿都村鳥獣被害防止対策事業の実施について

日頃より、本村農業の振興につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして別紙のとおり実施いたしますので、事業を希望される方につきましては、印鑑及び見積書をご持参の上、5月10日（金）から6月7日（金）までの間に役場農林建設課窓口までお越しくださいますよう、よろしく願いいたします。

（農林建設課農林係）

平成31年度留寿都村鳥獣被害防止対策事業の実施について(お知らせ)

平成31年度留寿都村鳥獣被害防止対策事業を、下記のとおり実施いたしますので、次の事項をご確認の上、希望される方は申請願います。

記

1. 補助の対象者

村内に居住し、営農する農業者(農地所有適格法人を含む。)とします。

ただし、申請者及び課税世帯員(法人にあっては構成役員)の平成30年度分までの村税に未納がある場合、補助の対象になりませんので、ご理解願います(申請の際に、村税の納付状況を確認するための同意書を徴取いたします。)

2. 補助金の額

下表の通り。

事業名	補助内容	平成31年度予算	平成31年度事業見込量												
留寿都村鳥獣被害防止対策事業	・農業者が経営している農地において、鳥獣による農作物等の被害を防止するために必要な侵入防止電気柵購入経費のうち、消費税及び運搬・設置に係る経費を除く1/3以内の額。ただし、施工距離に応じて次に掲げるとおり限度額を設けます。	600,000円	予算の範囲内で措置する。												
	<table border="1"><thead><tr><th>施工距離</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>100m以内</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>100m超400m以内</td><td>33,000円</td></tr><tr><td>400m超800m以内</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>800m超</td><td>83,000円</td></tr></tbody></table>			施工距離	上限額	100m以内	12,000円	100m超400m以内	33,000円	400m超800m以内	50,000円	800m超	83,000円		
	施工距離			上限額											
	100m以内			12,000円											
	100m超400m以内			33,000円											
400m超800m以内	50,000円														
800m超	83,000円														

3. 補助金の申請方法等

役場農林建設課窓口にて申請関係書類を用意しておりますので、印鑑及び見積書持参の上来庁し、手続を行ってください。

(役場の通常業務時間は、8:45~12:00・13:00~17:30 です。)

裏面もご覧ください

4. 申請期限等

令和元年5月10日(金)から令和元年6月7日(金)までとします。

5. 留意事項

- (1) 各補助事業の申請額が予算額を超える場合には、予算の範囲内で助成することとなります。
- (2) やむを得ない事由により事業を中止したり、事業量の変更があった場合には変更手続が必要となりますので、必ずご連絡ください。
- (3) 事業実施期間

令和元年11月8日(金)までといたします。

(4) 実績報告

(3)の事業実施期間に関わらず、事業完了した場合は、速やかに実績報告手続をお願いいたします。

実績報告の期限は、令和元年11月15日(金)までといたします。

取りまとめに時間がかかりますので、早めの事業完了報告をお願いいたします。